

## 武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会の後援に関する事務取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）が協議会以外のものを行う事業を後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規定において「後援」とは、協議会が事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

### (承認の基準)

第3条 協議会が後援する場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (ア) 主催者についての承認基準

- 1 国または地方公共団体
- 2 実践農業者
- 3 その他の団体等で事業内容が次に掲げる基準に該当する場合

#### (イ) 事業内容についての承認基準

- 1 武蔵野の落ち葉堆肥農法の保全
- 2 武蔵野の落ち葉堆肥農法の普及、啓発
- 3 その他会長が適当と認めるもの

### (申請)

第4条 協議会の後援を申請しようとするもの（以下「主催者」という。）は、当該事業の開催日のおよそ14日前までに後援承認申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

#### (ア) 事業の目的及び計画を明らかにする書類

#### (イ) 収支予算書

#### (ウ) その他会長が必要と認める書類

3 会長は、適当と認めるときは、前項の書類のうち一部の提出を免除することができる。

### (決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、第3条に定める基準により審査の上承認の可否を決定し、後援承認・後援不承認決定通知（様式第2号）により、当

該申請者に通知しなければならない。

(変更届)

第6条 主催者は、後援承認の決定を受けたあと、申請事の事業計画等に変更が生じた場合は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。ただし、軽易な変更についてはこの限りでない。

(報告)

第7条 主催者は、後援に関わる事業を終了したとき、後援事業実施報告書(様式第3号)を速やかに会長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規定は、平成29年8月25日から施行する。

(様式第 1 号)

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会后援承認申請書

年 月 日

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会長

団 体 名

代表者氏名

氏 名

電 話

下記により事業を実施いたしますので、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会の後援をいただきたく申請します。

記

事 業 名	
事 業 の 主 旨	
日 時	
場 所	
参 加 料 等	有 ( ) ・ 無
パンフレット・ポスター等	有 ・ 無

(様式第 2 号)

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会後援承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会長

年 月 日付で申請のありました、下記の事業につきましては、承認  
と決定したので、通知します。 不承認

記

- 1 事業名
- 2 不承認の理由
- 3 条件等

(様式第 3 号)

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会後援事業実施報告書

年 月 日

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会長

団 体 名

代表者氏名

氏 名

電 話

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会の後援で実施した事業が終了したので、  
下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業結果の概要